

(介護予防)短期入所生活介護

重要事項説明書

(2023 年 8 月 1 日 現在)

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 0847 - 40 - 0066 (8:30~17:30)

担 当 : 管理者

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 元町ふれあいセンターの概要

1) 事業所の名称及び所在地

事業者番号	3471700652
事業所名	元町ふれあいセンター
所 在 地	広島県府中市元町 271 番地 1

2) 事業所の従業者体制

	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	兼任 1 名		サービス管理全般	1 名
医 師		専任 1 名	診療・健康管理等	1 名
生活相談員	兼任 2 名		生活上の相談等	2 名
栄養士		専任 1 名	栄養管理等	1 名
機能訓練指導員		専任 1 名	機能訓練の指導	1 名
看護職員	専任 1 名	専任 1 名	医療・健康管理業務等	2 名
介護職員	専任 8 名 兼任 2 名	専任 2 名	日常介護業務等	12 名

3) 施設の設備の概要

定 員	20 名		医務室	1 室(1 床) 9.53 m ²
ユニット数	2			
ユニットの定員	10 名			
居 室	20 室		共同生活室 兼 機能訓練室 事務室	2 室 47.52 m ² (1 室 23.76 m ²)
	個室	20 室(1 室 10.88～ 12.33 m ²)		
浴 室	一般浴槽(2 室)			

3 サービス内容

① 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の立案

管理者及び生活相談員と介護職員が協議して計画を立て、利用者もしくはご家族の方に説明し、同意を得ます。

② 食 事

朝食 7:50

昼食 12:00

夕食 18:00

以上のほか、おやつ・湯茶等のサービスがあります。又食事提供時間は基本的な提供時間です。利用者の状況により柔軟に対応します。

③ 入 浴

事業所では、トランスファーとよばれる介護技術を介護職員が習得・研修を行うことにより、家庭と同じような個浴に入って頂けるよう配慮させていただきます。必要に応じて入浴していただきますが、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。また、利用期間及び送迎の時間によっては入浴ができない場合もあります。

④ 介 護

利用者の状態に応じ、日常生活を送るうえで必要な下記の介護を行います。

着替え,排泄,食事等の介助,おむつ交換,体位変換,シーツ交換,施設内の移動の介助等。

⑤ 機能訓練

必要に応じ、機能訓練を行います。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理

必要に応じて、健康相談サービスを受けることができます。※体温や血圧の測定は、ご本人が体調不良を訴えられたり、また職員が「いつもと様子が違う」などの際にさせて頂きます。(医師などからの指示がある際にはご相談ください。)

⑧ 特別食の提供

事業所では、通常のメニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。詳しくは従業者にお尋ねください。

⑨ レクリエーション(施設内における趣味活動、外出含む)

事業所は利用者の可能な限り自立した生活を営んで頂く事を支援するため、事業所において利用者が昔から行っていた趣味活動を行います。またなじみの店に行きたい、会いたい人・行きたい場所があるなどの場合、施設外にて活動を行うことがあります。その際交通費、入場料、買い物など、個別に負担していただく料金が発生する場合があります。都度ご家族への確認連絡が必要か下記にご記入ください

外出時のご家族への事前連絡 **必要・必要無** 連絡先: _____ 続柄()

個別費用発生 **可能・不可能** (可能な場合上限額目安 _____ 円)

個別費用発生時事前連絡 **必要・必要無** 連絡先: _____ 続柄()

4 利用料金

1) 基本料金

・短期入所生活介護及介護予防短期入所生活介護 利用料金

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担額 (介護保険適用時:1割の場合)
要支援 1	5,550 円	555 円
要支援 2	6,740 円	674 円
要介護 1	7,380 円	738 円
要介護 2	8,060 円	806 円
要介護 3	8,810 円	881 円
要介護 4	9,490 円	949 円
要介護 5	10,170 円	1,017 円

上記金額は利用者の負担割合に応じて変わります

・送迎加算

片道 1,840 円(1割負担の場合 184 円)

(但し、通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護の送迎を行った場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmにつき 15 円を頂きます。)

・個人賠償責任保険 550 円/月

・サービス提供体制強化加算Ⅲ 60 円/日(1割負担の場合 6 円)

・看護体制加算Ⅱ (要支援なし) 80 円/日(1割負担の場合 8 円)

・夜勤職員配置加算(要支援なし) 180 円/日(1割負担の場合 18 円)

・緊急短期入所受入加算(要支援なし) 900 円/日(1割負担の場合 90 円)

・介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数に対して 8.3%を掛けた金額

・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 総単位数に対して 2.3%を掛けた金額

・介護職員等ベースアップ等支援加算 1.5%

※以上の加算は所得により負担割合が 1 割～3 割負担となります

(3 割はH30 年 8 月より適用:別紙あり)

2) 食事の提供に要する費用 1 日あたり 1,670 円

(朝食 310 円 昼食 720 円 夕食 640 円)

(但し、介護保険負担限度額認定を受けられている方の場合、利用者負担額の限度が次の通りとなります。

「第 1 段階 300 円・第 2 段階 390 円・第 3 段階 650 円」)

3) 滞在に要する費用 1 日あたり 1,970 円 (全室)

(但し、介護保険負担限度額認定を受けられている方の場合、利用者負担額の限度が次の通りとなります。

「第 1 段階 820 円・第 2 段階 820 円・第 3 段階 1,310 円」)

4) その他の料金 上記の他、日常生活上の便宜に係る費用は自己負担となります。

5) 費用変更の際の手続き

費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

6) キャンセル料

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 日の利用料自己負担額

7) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・感染症(インフルエンザなど)のため居室での対応が難しく感染の拡大が考えられるとき

8) 支払方法

原則としてサービス利用月の翌月 15 日までに請求書をお渡しします。その請求書に記載された金額を毎月 27 日に口座振替の方法によりお支払いください。

お支払いいただきますと、原則として領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

1) サービスの利用申込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は主に 2 ヶ月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2) サービス利用契約の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分及び要支援認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者又はご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業者が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってサービスを終了することができます。

利用者がサービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合、又は利用者、利用者のご家族又はその関係者が故意または重大な過失により事業所もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合は、文書で通知することにより直ちに契約を解除できます。

やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、以上の場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 事業所のサービスの特徴等

1) 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業所の従事者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心

身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町及び他の居宅サービス事業者、並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

2) 事業所利用にあたっての留意事項

① 【面会】 午前 9:00～午後 8:00 の間をお願いします。

② 【外出】 ご家族がご一緒ならば随時可能です。

③ 【飲酒・喫煙】 ご家族の了承を頂いた場合飲酒可能です。

喫煙は所定の喫煙場所をお願いします。

④ 【設備・器具の利用】 従業者におたずねください。

⑤ 【金銭貴重品の持ち込み】

ご遠慮願います。利用者の強い希望により(お金を持っていないと不安になるなど)持たれる事は可能ですが、紛失等の責任は事業所で負いかねますのでご了承ください。

⑥ 【事業所外の受診】 ご家族の対応をお願いします。

⑦ 【お薬】

ご利用の際には、普段服用されているお薬の持参をお願いします。また、薬局で発行されるお薬情報・お薬手帳のご持参を毎回お願いします。※薬局で調薬の際には一包化をお願いします。

⑧ 【身体拘束等虐待防止】

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

例えば自宅で転落防止目的にて四点柵をしているから事業所でも行うなどは絶対にしません。またセンサーマットなど利用者の精神面等生活をする上で行動制限を行う事も基本的に行いません

⑨ 【ペット】 ご遠慮願います。

⑩ 【その他】

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。事業所の従事者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活相談、機能訓練その他必要なサ

ービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

7 事故発生時の対応

利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、施設賠償責任保険に加入しており、事業者の責により損害賠償が生じる場合は対応します。ただし、利用者の責による場合は賠償に応じかねる場合もあります。

8 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

9 非常災害対策

防災時の対応……………消防計画に沿った、非常誘導を行う。

防災設備……………火災受信機／火災通報装置／非常用放送設備／スプリンクラー
2号屋内消火栓／消火器

防災訓練……………定期的に訓練を実施

防火管理責任者…………井田仁

10 サービス内容に関する相談・苦情

1) 事業所ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者 電話 0847-40-0066

2) 事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

① 上記以外に、市区町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

府中市 長寿支援課：月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

……………府中市府川町315番地 電話 0847-40-0222

福山市 介護保険課：月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

……………福山市東桜町3番5号 電話 084-928-1166

尾道市 高齢者福祉課：月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

……………尾道市久保1丁目15番1号 本庁舎1F

電話 0848-38-9440

世羅町 福祉課：月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

……………世羅郡世羅町西上原123番地1

電話 0847-25-0072

広島県国民健康保険団体連合会：月～金（祝日・年末年始を除く） 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分

・ ・ ・ ・ ・ 広島市中区東白島町 1 9 番 4 9 号 国保会館

電話 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 広島県府中市元町 271 番地 1

法人名 有限会社 アドバンス

事業所名 元町ふれあいセンター

(事業所番号 3471700652)

説明者氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人及び身元引受人兼連帯保証人)

住 所

氏 名